

_____ JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. _____

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワークの評価結果を公表します。

株式会社ユーラスエナジーホールディングスの グリーンファイナンス・フレームワークに対して Green 1(F)を付与 ーイー・アンド・イー ソリューションズ(EES)の技術協力を活用ー

評価対象： 株式会社ユーラスエナジーホールディングスによる
グリーンファイナンス・フレームワーク

<グリーンファイナンス・フレームワーク評価結果>

総合評価	Green 1(F)
グリーン性評価（資金使途）	g1(F)
管理・運営体制及び透明性評価	m1(F)

第1章：評価の概要

株式会社ユーラスエナジーホールディングス（ユーラス）は、2001年11月1日に設立された風力及び太陽光発電事業を行う会社である。1986年に開始された株式会社トーメン（現 豊田通商株式会社）グループの電力事業としてスタートし、一貫して再生可能エネルギーによる発電事業に従事している。当初トーメングループの電力事業として事業を行っていたが、2002年に東京電力ホールディングス株式会社が資本参加して以降、トーメンの後身である豊田通商株式会社と東京電力ホールディングス株式会社による共同出資会社となった。ユーラスは企業理念として、再生可能エネルギー事業を行うトップランナーとして「クリーンエネルギーの普及・拡大を通じ、地球環境保全の一翼を担う」を掲げている。1986年に米国で風力発電事業を開始して以降、米国・欧州・アジア太平洋州及びアフリカの4つの地域へと発電事業を拡大している。2020年現在、世界13か国において風力及び太陽光発電事業を展開し、その設備容量は、約312万kWに上る。

今般の評価対象は、ユーラスが債券またはローンにより調達する資金を、環境改善効果を有する資金使途に限定するために、ユーラスが定めたグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）で

ある。本フレームワークが「グリーンボンド原則（2018年版）¹」、「グリーンローン原則²」および「グリーンボンドガイドライン 2017年版³」に適合しているか否かの評価を行う。「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」および「グリーンボンドガイドライン 2017年版」は、それぞれ国際資本市場協会（ICMA）、環境省、ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）およびアジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）が自主的に公表している原則またはガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力を持つものでもないが、現時点においてグローバルに統一された基準として当該原則およびガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

本フレームワークでは、資金使途を、①風力発電事業、②太陽光発電事業、③再生可能エネルギー発電のための送電事業と定めている。JCR ではこれらの資金使途は、いずれも化石燃料を代替することで CO₂削減効果を有するクリーンなエネルギーの開発事業であり、地球温暖化対策に資すると考えている。また、ユーラスでは、環境アセスメントに関する専門部署を設置し、環境リスクマネジメントを行っており、事業実施に際して想定される環境へのネガティブな影響に対し、適切な回避策を講じる体制となっている。以上から、本フレームワークの資金使途は高い環境改善効果を有すると JCR では評価した。

管理運営体制面については、プロジェクトの選定及び案件の進捗状況の確認について、経営層まで報告が上がり、機関決定がなされていることを確認した。また、資金管理における内部統制態勢は適切に構築されていること、発行前の開示体制及びレポーティング内容の設定も妥当であること等から、JCR ではユーラスに対する強固な管理運営体制及び高い透明性を確認した。

この結果、今回の評価対象となるグリーンファイナンス・フレームワークは、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性（資金使途）評価」において”g1(F)”、「管理・運営体制及び透明性評価」において”m1(F)”としたため、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」は”Green1(F)”とした。評価結果は次章にて詳述する。また、本フレームワークは「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」および「グリーンボンドガイドライン 2017年版」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

¹ ICMA (International Capital Market Association) グリーンボンド原則 2018年版
<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

² LMA (Loan Market Association)、APLMA (Asia Pacific Market Loan Association) グリーンローン原則
<https://www.lma.eu.com/>

³ 環境省 グリーンボンドガイドライン 2017年版
http://greenbondplatform.env.go.jp/pdf/greenbond_guideline2017.pdf

第2章:各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

評価フェーズ1：グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状及びそれに対するJCRの評価を踏まえ、本フレームワークの資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1(F)』とした。

(1) 評価の視点

本項では、最初に、フレームワークで定められたグリーン適格クライテリアが明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトであるか否かを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標(SDGs)との整合性を確認する。

(2) 評価対象のフレームワークとJCRの評価

<資金使途に係る本フレームワーク>

2.1 調達資金の使途

グリーンファイナンスによって調達された資金は、以下の既存及び新規の適格事業に関連する支出に充当します。なお、適格事業とは、当社の事業目的であるエネルギー供給と環境負荷の低減の両立を可能にするクリーンエネルギーの発電及び送電に必要な設備の開発・建設や維持・運営に関する取組みを含みます。なお、既存事業については、事業の完成又は稼働開始が、グリーンファイナンス実行日から遡って24ヶ月以内であることとします。

適格事業

① 風力発電事業

- ・ 風力発電設備の新規開発・建設
- ・ 既存の風力発電設備の維持・運営
- ・ 風力発電のための送電施設の開発・建設・維持・運営

② 太陽光発電事業

- ・ 太陽光発電設備の新規開発・建設
- ・ 既存の太陽光発電設備の維持・運営
- ・ 太陽光発電のための送電施設の開発・建設・維持・運営

③ 再生可能エネルギー発電のための送電事業

- ・ 送電設備の新規開発・敷設・維持・運営
- ・ 発電事業者に対する、送電網の有償による貸与事業

なお、以上の適格事業は、潜在的にネガティブな環境面・社会面の影響に配慮しているものであり、対象設備、案件において設置国・地域・自治体で求められる設備認定・許認可の取得及び環境アセスメントの手続きが適正であることを確認した上で、当社の定める事業導入手順に沿って進められます。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

a. プロジェクトの環境改善効果について

- i. 資金使途として本フレームワークで掲げられた適格事業は、風力発電事業、太陽光発電事業などの再生可能エネルギー事業であり、高い環境改善効果が期待できる

風力発電・太陽光発電は化石燃料を代替することで CO₂削減効果を有するクリーンなエネルギーであり、地球温暖化対策に資する。2016 年 11 月に発効したパリ協定では、今世紀後半に人為起源の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを掲げており、「脱炭素」を目指すためには風力発電・太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及が不可欠である。風力発電・太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入は、パリ協定が目指す脱炭素社会の構築に貢献し、環境改善効果が高い。

本フレームワークで掲げられた適格クライテリアである風力発電事業、太陽光発電事業及び再生可能エネルギー発電のための送電事業は、環境改善効果が高いグリーンなプロジェクトであり、グリーンファイナンスの適格事業として適切であると評価できる。

- ii. 資金使途は、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」に定義されているグリーンプロジェクトのうち「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン 2017 年版」に例示されているグリーンプロジェクトのうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

b. 環境に対する負の影響について

環境に対する負の影響として、風力発電設備の場合は騒音・超低周波音、動物（特に鳥類）への影響、景観の悪化、シャドーフリッカー等、太陽光発電設備の場合は大規模な土地の造成に伴う生態系の破壊、濁水の流出、光害、景観の悪化、関連設備からの騒音・振動等、送電設備の場合は鳥類への影響や工事による生態系への悪影響等が考えられる。

フレームワークでは、「適格事業は、潜在的にネガティブな環境面・社会面の影響に配慮しているものであり、対象設備、案件において設置国・地域・自治体で求められる設備認定・許認可の取得及び環境アセスメントの手続きが適正であることを確認した上で、ユーラスの定める事業導入手順に沿って進められる。」と定められており、適格事業の選定に当たり、事業のネガティブな環境面・社会面の影響に配慮していることを確認することとなっている。当該プロセスにおいては専門部署から社長を含む全役員、部長に対して案件の進捗が定期的に報告される会議体が設置されており、その中で環境問題や住民対応に関するリスクのチェックが案件ごとに行われることをヒアリングで確認した。あわせて、必要に応じて有識者へのヒアリングを行うなど、第三者の意見を踏まえて環境保全措置等の検討を行っているとのことであり、負の影響に対して必要な回避策・緩和策が取られる体制を有していると評価される。

c. SDGs との整合性について

本プロジェクトは再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。



目標 3 : すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。



目標 7 : エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



目標 8 : 働きがいも経済成長も

ターゲット 8.2. 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。



目標 9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.1. すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11 : 住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.3. 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。



目標 12 : つくる責任、つかう責任

ターゲット 12.4. 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。



目標 13 : 気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1. すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。

評価フェーズ2：管理・運営体制及び透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状及びそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充度が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営体制及び透明性評価は、最上位である『m1(F)』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性及び透明性

(1) 評価の視点

本項では、グリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a. 目標

<グリーンファイナンス実行の目標にかかる本フレームワーク>

1.2 サステナビリティへの取り組み

当社は、「クリーンエネルギーの普及・拡大を通じ、地球環境保全の一翼を担う」ことを企業理念として掲げ、事業活動を推進しております。また、同時に企業理念を達成するための取り組みの方向性として、以下企業ビジョンを定め、ステークホルダーの皆様へ評価される企業となるよう取り組んでいます。

企業ビジョン

① 地域とともに発展し、社会から信頼される企業

常に地域との共生と発展を図るという意識を持ち続け、それらをベースに更なる社会的信頼を構築していく姿勢の表明。

② 未来に向かって成長と自己革新を続ける企業

厳しい競争を勝ち抜いていくための強固な事業基盤の構築に向け成長し続けるとともに、変化する事業環境の変化に即応できる自己革新の意欲を持ち続けていきたいという姿勢の表明。

③ 個々の創造力とチームワークが最大限に発揮される企業

企業を支える最大の原動力である個々人の創造力を尊重し、更にそれらを結集して企業価値の最大化と一人ひとりの夢を実現していけるような企業にしていきたいという姿勢の表明。

1.3 グリーンファイナンス実行の意義

当社は、上記企業理念を達成するために、再生可能エネルギー事業実施に係る資金をグリーンボンドまたはグリーンローンにより調達します。

当社の発行するグリーンボンドまたは調達するグリーンローンは国際資本市場協会（ICMA）の定めるグリーンボンド原則 2018、ローン・マーケット協会（LMA）及びアジア太平洋ローン・マーケット協会（APLMA）の定めるグリーンローン原則の要件を満たすよう以下にてフレームワークを策定します。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

ユーラスは、再生可能エネルギー事業を行ういわゆるピュアプレイヤーとして、「クリーンエネルギーの普及・拡大を通じ、地球環境保全の一翼を担う」ことを企業理念としている。

上記の企業理念は、ユーラスのウェブサイト上で適切に開示がなされている。JCR は、企業理念とグリーンファイナンス実行により調達された資金が充当される事業の関連性が明確であると評価している。

b. 選定基準及びプロセス

<選定基準及びプロセスにかかる本フレームワーク>

2.2 プロジェクトの評価と選定のプロセス

当社の財務部が 2.1 にて定めた適格事業を選定し、選定された適格事業の最終決定は財務担当役員が行います。

事業の適格性の評価については、複数の観点から行われ、財務面、技術・運営面、市場環境、規制動向、ESG 面のリスクを確認し、適格性が認められた事業については、国内事業企画部が環境アセスメントへの適合状況を含む環境面での手続きが適正であることの確認を行います。

なお、当社では、実施事業であるクリーンエネルギーの普及・拡大を通じて、地球環境保全の一翼を担うという企業理念の実現にあたり、取り組みの方向性としてセクション 1.2 に記載のとおり、企業ビジョンを定め、これに従い企業として事業活動を推進します。あわせて、社員による実行の観点から社会のルールを遵守するように行動基準を定めております。

また、事業実施にあたっては、周辺環境との調和や地域活性化に取り組みながら発電施設の健全な運営を実現できるよう開発に必要な条件を確認しており、この確認プロセスはセクション 2.1 に記載のとおり適格事業選定のための適格クライテリアに組み込まれております。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

ユーラスのグリーンファイナンスにおける資金使途の選定基準は、「評価フェーズ 1：グリーン性評価」にて既述の通りであり、JCR ではこの選定基準が、環境改善効果を有する事業を対象とするものであると評価している。

選定のプロセスについて、適格事業はユーラス財務部にて選定され、財務担当役員により、最終決定が行われる。また、選定された事業については国内事業企画部が環境面での手続きが適正であることを確認する。その後、投融資委員会にかけられ、関係各部の部長級によって検討された後、代表取締役社長が出席するマネジメントコミッティによって承認される。その後、ユーラスの主要株主である豊田通商及び東京電力の社外取締役が出席する取締役会にて最終決議がなされる。選定の過程において経営層の関与が明確になされており、選定プロセスは適切であると JCR では評価している。

なお、ユーラスのグリーンファイナンス実行における選定基準及びプロセスは、債券発行時には提出する法定書類や投資家への発行要項、借入実行時には貸付実行契約書等によって開示されるほか本評価レポートにおける概要で開示することが予定されており、投資家および貸付人に対する透明性が確保されている。

2. 資金管理の妥当性及び透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、本フレームワークのもとで調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本フレームワークのもとで調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<資金管理に係る本フレームワーク>

2.3 調達資金の管理

当社財務部にて資金調達の管理と充当を行います。内部管理システムを利用し、これによって調達資金の充当額及び未充当額を確実に追跡します。

調達された資金は、グリーンファイナンスの実行から 60 か月以内に適格事業への全額充当を完了する予定です。さらに、グリーンファイナンスで調達した資金は、適格事業へ充当されるまでの間は現金又は現金同等物（親会社預け金含む）にて管理します。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

本フレームワークでは、グリーンファイナンスの実行から適格事業への全額充当までの期間および全額充当が完了するまで、未充当資金を現金または現金同等物で管理することが明確に定められており、資金充当方針の透明性が高いと JCR では評価している。

ユーラスでは、グリーンファイナンスによって調達された資金は、スプレッドシート等を用いて資金管理を行い、入出金は個別のプロジェクト単位で行うことを想定している。また、入出金については、財務担当役員を決裁者とした承認体制が敷かれていること、内部の部署によって年 1 回、適切に監査が行われていること及びこれら資金調達の管理に関する文書等は適切な保存期間が設けられていることをヒアリングにて確認している。

JCR では、上記の確認の結果、ユーラスの資金管理の妥当性及び透明性は高いと評価している。

3. レポーティング体制

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークに基づくグリーンファイナンスの実行または実行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<レポーティング体制に係る本フレームワーク>

2.4 レポーティング

当社は、適格プロジェクトへの資金充当状況、調達資金の管理状況及び環境改善効果を年 1 回、ステークホルダーに報告します。なお、最初のレポーティングについては、グリーンファイナンス実行から 1 年以内に実施予定です。

2.4.1 発行体によるレポーティング

資金充当状況レポーティング

当社は、調達資金が全額充当されるまで、資金の充当状況及び事業の進捗状況をステークホルダーに報告します。なお、調達資金の全額が充当された後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、適時にステークホルダーに報告します。

インパクト・レポーティング

当社は、グリーンボンドの償還またはグリーンローンの返済までの間、環境改善効果を示す以下の定性的及び定量的な指標をステークホルダーに報告します。なお、当該事業が稼働開始するまでは指標の推定値を開示予定です。

- ・資金充当された事業により発電された発電量（実績値）
- ・資金充当された事業により削減された CO₂ 排出量

<本フレームワークに対する JCR の評価>

(資金充当状況レポーティング)

本フレームワークによる資金使途の対象は、風力発電、太陽光発電を中心とする再生可能エネルギー及びその関連設備であるが、一般的に調達した資金が全額充当されるまでの期間が長期に及ぶ場合が想定される。ユーラスでは、調達した資金が全額充当されるまで年 1 回、充当状況及び事業の進捗状況をステークホルダーに報告する予定である。

(インパクト・レポーティング)

ユーラスでは、資金が充当された事業について、環境改善効果に係るレポーティングを行うことを予定している。開示項目及び開示の頻度は、グリーンボンド原則、グリーンローン原則等に照らし、適切であると JCR では評価している。

JCR では、上記資金充当状況およびインパクトのレポーティングは適切であると評価している。

4. 組織の環境への取り組み

(1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンファイナンス調達方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

ユーラスでは、再生可能エネルギー事業が一般的に認知される前の 1986 年から、米国で風力発電事業に取り組んできた。ユーラスは事業活動を行うにあたり、再生可能エネルギー事業を行うトップランナーとして「クリーンエネルギーの普及・拡大を通じ、地球環境保全の一翼を担う」を企業理念として掲げており、その取り組みの方向性として企業ビジョンならびに 10 の行動基準を定め、ウェブサイト上で公開しているほか、社員それぞれが携帯している。

【ユーラスエナジーグループ 行動基準】

- 1.法令の遵守と社会規範の尊重
- 2.信頼の確保
- 3.経営の透明性の確保とオープンなコミュニケーション
- 4.環境保全への取り組み
- 5.国を超えた相互理解と社会への貢献
- 6.社員の自己実現のための環境作り
- 7.公共の利益に反する組織・団体への対処
- 8.情報等の適正な管理
- 9.社内体制の整備と教育研修等の充実
- 10.違反等の発見と再発防止

今回、グリーンファイナンス・フレームワークを策定し再生可能エネルギー事業実施に係る資金をグリーンファイナンスの実行によって調達することは、上記企業理念及び行動基準に整合的であると評価している。

また同時に、企業ビジョンとして「地域とともに発展し、社会から信頼される企業」を目指し、地域の人々とのコミュニケーションを重視しながら、信頼関係の維持・向上に努めることを掲げている。当該ビジョン実現のため、立地地域において地域活動への参加、寄付・協賛活動、サイト見学受け入れ、発電所立地近郊の学校への出前授業等をこれまで行ってきた。あわせて各地域の事業所で現地社員を採用しているほか、建設工事や構内道路の補修・除雪等で地域事業者を活用するなどの実績がある。

環境への取り組みに関しては、環境アセスメントの申請を行う専門部署である国内事業企画部、技術面については国内事業部及び技術部がそれぞれ専門的な知見をもって業務にあたっている。また、事業評価や技術評価レポートを外部の専門会社に依頼したり、生態系への影響等については大学教授など専門家の意見を聴取したりするなど、社内外の専門家と協力して本対象事業に取り組んでいる。

JCR では、ユーラスの経営陣が環境問題を重要度の高い優先課題として位置づけ、社を挙げて積極的に環境問題や事業実施する地域住民への貢献活動を行っていることを確認した。また、専門的知見を有する部署および必要に応じ外部専門家による協力により、グリーンファイナンス調達方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定が、組織として明確に設定されていると評価している。

■評価結果

評価対象のグリーンファイナンス・フレームワークは、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性（資金使途）評価」を“g1(F)”、「管理・運営体制及び透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green1(F)”とした。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」および「グリーンボンドガイドライン 2017 年版」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

■評価対象

発行体/借入人：株式会社ユーラスエナジーホールディングス（証券コード：-）

【新規】

対象	評価	
グリーンファイナンス・フレームワーク	JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価	: Green 1(F)
	グリーン性評価	: g1(F)
	管理・運営・透明性評価	: m1(F)

(担当) 梶原 敦子・梶原 康佑

本件グリーンファイナンス・フレームワーク評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果および管理・運営体制および透明性評価等を行うものではなく、本フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、本フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかるとの関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

6. イー・アンド・イー ソリューションズからの技術協力について

本件評価における環境改善効果の検証に際しては、当社業務提携先であるイー・アンド・イー ソリューションズの環境専門家を招聘しています。イー・アンド・イー ソリューションズは、1972 年に設立された環境とエネルギーの技術コンサルティング会社です。金融機関向け環境コンサルティング業務を長年実施している他、太陽光、風力発電業務に関しては数百件の実績を有するなど、専門人材を多数擁しています。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F) の評価記号を用いて表示されます。

■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候変動イニシアティブ認定検証機関）

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル